

鳥取県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所、大字松谷、大字赤碕、大字八幡、大字光、大字湯坂、大字篁津、大字梅田、大字栄田及び大字八重

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1142-3）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成22年10月12日から同月26日まで